

各 位

住 所 静岡市清水区天神二丁目 8 番 1 号
社 名 静 甲 株 式 会 社
代表者名 取締役社長 鈴木 恵子
(JASDAQ・コード番号: 6286)
問合せ先 取 締 役 中 村 元 保
T E L 054-366-1106

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 22 日開催の取締役会において「定款一部変更の件」に関し、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 107 回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 株式市場における当社株式の投資単位を引き下げることにより、投資家層の拡大と当社株式の流動性向上を図るため、現行定款第 9 条（変更案第 8 条）に規定されている単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するものであります。また、本変更に係る効力発生日を附則に定めるものです（変更案附則第 2 条）。
- (2) 平成 16 年 6 月 9 日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと（いわゆる「株券の電子化」をいいます。）から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うものであります。また、本変更に係る経過的な措置を附則に定めるものです（変更案附則第 1 条）。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおり。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行)	
<u>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	(削 除)
(自己の株式の取得)	(自己の株式の取得)
第 8 条 (省 略)	第 7 条 (現行のとおり)
(単元株式数及び単元未満株券の不発行)	(単元株式数)
第 9 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。
2 <u>当社は、第 7 条の規定に係わらず、単元株式数に満たない数の株式 (以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。</u>	(削 除)
(単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利)
第 10 条 当社の単元未満株式を有する株主 <u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u> は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
1～3 (省 略)	1～3 (現行のとおり)
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第 11 条 (省 略)	第 10 条 (現行のとおり)
2 (省 略)	2 (現行のとおり)
3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、 <u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u>	3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、 <u>株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u>
第 12 条～第 39 条 (省 略)	第 11 条～第 38 条 (現行のとおり)
以上	以上
(新 設)	附則
	第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、 <u>株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。なお、本附則は平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもってこれを削除する。</u>
	第 2 条 <u>第 8 条の単元株式数を 1,000 株から 100 株とする変更は、平成 21 年 8 月 3 日から効力を生ずるものとする。なお、本附則は効力発生日の経過をもってこれを削除する。</u>

以 上